

各 位

会 社 名	日本板硝子株式会社
コード番号	5202
本社所在地	東京都港区三田三丁目5番27号
代 表 者	細沼 宗浩
問 合 せ 先	IR 部長 源甲斐 洋行
電 話	03-5443-9522 (代表)

**(訂正) 第三者割当による新株式発行、定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止、債務の株式化による資本再構成並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動についてのお知らせ**

2026年3月24日付で公表いたしました「第三者割当による新株式発行、定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止、債務の株式化による資本再構成並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動についてのお知らせ」について一部訂正すべき事項がありましたので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

I. 手続及び日程の概要

(訂正前)

(前略)

- (c) 本前提条件が充足されることを条件として、本第三者割当に係る本新株式が発行され、割当予定先が、当社の親会社かつ筆頭株主となる（割当予定先が有することとなる議決権数（3,666,666個）の、当社の総議決権数（2026年2月27日現在の当社の発行済普通株式総数（104,066,552株）に係る議決権数（1,040,665個）に、UDSファンド及びJISファンドが本取得請求権の行使により所有することとなる当社普通株式（38,252,710株）に係る議決権数（382,527個）を加算した議決権数（1,423,192個）から2025年12月31日現在の自己株式数（36,139株）に係る議決権数（361個）を控除した議決権数（5,089,497個）に対する割合は72.04%）とともに、本第三者割当による払込金を原資として、英国子会社における既存借入金の返済に充当する（下記③）

(後略)

(訂正後)

(前略)

- (c) 本前提条件が充足されることを条件として、本第三者割当に係る本新株式が発行され、割当予定先が、当社の親会社かつ筆頭株主となる（割当予定先が有することとなる議決権数（3,666,666個）の、当社の総議決権数（2026年2月27日現在の当社の発行済普通株式総数（104,066,552株）に係る議決権数（1,040,665個）に、UDSファンド及びJISファンドが本取得請求権の行使により所有することとなる当社普通株式（38,252,710株）に係る議決権数（382,527個）を加算した議決権数（1,423,192個）から2025年12月31日現在の自己株式数（36,512株）に係る議決権数（365個）を控除した議

決権数 (5,089,493 個)) に対する割合は 72.04%) とともに、本第三者割当による払込金を原資として、英国子会社における既存借入金の返済に充当する (下記③)

(後略)

## II. 本第三者割当による新株発行

### 2. 本第三者割当の目的及び経緯

#### (1) 本第三者割当に至る経緯

#### ③ 第三者割当増資及び非公開化が当社及び当社株主の皆様にとって最善かつ合理的な策であるとの判断に至った理由

(訂正前)

(前略)

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は 3,666,666 個であり、その場合の当社の総議決権数 (2026 年 2 月 27 日現在の当社の発行済普通株式総数 (104,066,552 株) に係る議決権数 (1,040,665 個) に UDS ファンド及び JIS ファンドが本取得請求権の行使により所有することとなる議決権数 (382,527 個)) 並びに本第三者割当により新たに発行される普通株式数 (366,666,666 株) に係る議決権数 (3,666,666 個) を加算した議決権数 (1,423,192 個) から 2025 年 12 月 31 日現在の自己株式数 (36,139 株) に係る議決権数 (361 個) を控除した議決権数 (5,089,497 個)) に対する割合は 72.04% となり、割当予定先は、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当いたします。この点に関して、本日付けの取締役会において、当社の監査委員会は、当社の現在の財務状態を含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者割当によって資本調達を行い、本取引を実行することは、当社の企業価値向上に重要な取引であると考えられ、本第三者割当の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、SMBC 日興証券及び赤坂国際会計の算定結果に照らしても相当であると認められることから、本取引は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

(訂正後)

(前略)

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は 3,666,666 個であり、その場合の当社の総議決権数 (2026 年 2 月 27 日現在の当社の発行済普通株式総数 (104,066,552 株) に係る議決権数 (1,040,665 個) に UDS ファンド及び JIS ファンドが本取得請求権の行使により所有することとなる議決権数 (382,527 個)) 並びに本第三者割当により新たに発行される普通株式数 (366,666,666 株) に係る議決権数 (3,666,666 個) を加算した議決権数 (1,423,192 個) から 2025 年 12 月 31 日現在の自己株式数 (36,512 株) に係る議決権数 (365 個) を控除した議決権数 (5,089,493 個)) に対する割合は 72.04% となり、割当予定先は、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当いたします。この点に関して、本日付けの取締役会において、当社の監査委員会は、当社の現在の財務状態を含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者割当によって資本調達を行い、本取引を実行することは、当社の企

業価値向上に重要な取引であると考えられ、本第三者割当の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、SMBC 日興証券及び赤坂国際会計の算定結果に照らしても相当であると認められることから、本取引は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

## VII. 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合属性

(訂正前)

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 及び主要株主 である筆頭株主	3,666,666 個 (72.04%)	—	3,666,666 個 (72.04%)	第 1 位

(注)「議決権所有割合」とは、2026 年 2 月 27 日現在の発行済普通株式総数（104,066,552 株）に係る議決権数（1,040,665 個）に、UDS ファンド及び JIS ファンドが本取得請求権行使により所有することとなる当社普通株式（38,252,710 株）に係る議決権数（382,527 個）並びに本第三者割当により新たに発行される普通株式数（366,666,666 株）に係る議決権数（3,666,666 個）を加算した議決権数から 2025 年 12 月 31 日現在の自己株式数（36,139 株）に係る議決権数（361 個）を控除した議決権数（5,089,497 個）に対する割合をいいます。

(訂正後)

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 及び主要株主 である筆頭株主	3,666,666 個 (72.04%)	—	3,666,666 個 (72.04%)	第 1 位

(注)「議決権所有割合」とは、2026 年 2 月 27 日現在の発行済普通株式総数（104,066,552 株）に係る議決権数（1,040,665 個）に、UDS ファンド及び JIS ファンドが本取得請求権行使により所有することとなる当社普通株式（38,252,710 株）に係る議決権数（382,527 個）並びに本第三者割当により新たに発行される普通株式数（366,666,666 株）に係る議決権数（3,666,666 個）を加算した議決権数から 2025 年 12 月 31 日現在の自己株式数（36,512 株）に係る議決権数（365 個）を控除した議決権数（5,089,493 個）に対する割合をいいます。

以 上